

②子育て中の方へ



各サービスの
詳細はこちらから



(1) ファミリーサポート

対象 生後58日～小学6年生

区が実施する講習を修了した有償ボランティア（援助会員）がお子さんを1対1でお預かりします。

(2) 乳幼児一時預かり

対象 生後6か月～未就学児

保護者のリフレッシュのためなど、理由を問わずお子さんをお預かりします。

(3) 子どもショートステイ

対象 生後2か月～18歳未満

保護者の疾病、出産による入院や就労などにより、ご家庭で養育することが困難なときにお子さんを宿泊でお預かりします。

(4) ベビーシッター利用支援事業 （一時預かり利用支援）

対象 小学3年生までの保護者

都が認定したベビーシッター事業者を利用した場合の利用料の一部を補助します。

(5) 育児支援ヘルパー

対象 妊娠中からお子さんが2歳になる月の末日まで

産前・産後の体調不良等により、家事支援を必要とするご家庭に、日常的な掃除・洗濯・食事の支度等を支援するヘルパーを派遣します。

申請・相談 在宅育児支援担当課

(1)(2)(3) 育児支援係 ☎ 03-5984-5673

(4)(5) 子育て事業係 ☎ 03-3993-1052

短期特例保育

対象 生後58日～小学校就学前

定員に欠員のある一部の保育施設でお子さんをお預かりします。

申請 保育課 保育サービス推進係
☎ 03-5984-1622

保育園一時預かり

対象 生後58日～小学校就学前(園によって異なる)

保育園の専用保育室などでお子さんをお預かりします。詳細は各実施保育園にお問い合わせください。

申請 各一時預かり実施施設

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

小学生以下の児童がいるひとり親家庭で、疾病等で育児または家事の日常生活にお困りで支援が必要なときに、ホームヘルパーの派遣を行っています。

申請・相談 管轄の総合福祉事務所 相談係(P10)

病気について子どもに伝えるときのヒントなどが掲載されています

がんになった親を持つ子どもへのサポート情報サイト
ホープツリー
(NPO法人によるサイト)



妊娠・出産・子育ての情報をひとつにまとめています

ねりま子育て応援
ハンドブック



③自宅で療養するとき

各サービスの
詳細はこちらから



介護保険サービス

対象

①65歳以上の方で、練馬区に「介護が必要」と認定された方

②40～64歳の方で、加齢によっておきる特定疾病*が原因で介護が必要であると認定された方 (*特定疾病の詳細は、区ホームページ)

申請

▶ 介護保険課 ☎ 03-5984-2867

申請・相談

▶ 管轄の地域包括支援センター ※ ☎
(医療と介護の相談窓口)

介護保険制度
のしくみ



身体障害者手帳

P10「④お金のこと(各種制度) 身体に障害が残ったとき」参照

訪問看護

相談 かかりつけ医療機関のスタッフにご相談ください。

* 主治医の指示のもと看護師が自宅を訪問し、医療面から療養の支援を行います。

車いす・介護用ベッドの貸出し

対象

一時的なけがや病気によって、居宅で介護用具を必要とする方

* 期間は6か月まで

申請

▶ 受託事業者

詳細はこちらから



* 練馬区社会福祉協議会でも車いすの貸出しを行っています。貸出しにあたり要件等がございますのでお問い合わせください。

▶ 練馬ボランティア・
地域福祉推進センター
▶ 光が丘ボランティア・
地域福祉推進センター

☎ 03-3994-0208
☎ 03-5997-7721

重症患者の方が利用できるサービス

(ホームヘルプサービス、日常生活用具の給付)もあります

申請・相談

▶ 管轄の総合福祉事務所 障害者支援係(P10)

※地域包括支援センターはこちら
からご確認ください。

